

埼玉県公安委員会規程第5号

探偵業営業所に立ち入る警察職員身分証明書取扱規程を次のように定める。

平成19年5月30日

埼玉県公安委員会委員長

探偵業営業所に立ち入る警察職員身分証明書取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）に定める探偵業営業所への立入検査を行う警察職員の身分証明書に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 法第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別図）とする。

2 警察職員は、法第13条の立入検査を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指定及び交付申請)

第3条 生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、探偵業の事務担当者を指定し、身分証明書交付申請・再交付申請・返納書（別記様式第1号）により、署長にあつては生活安全課長を経て、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に交付申請をするものとする。

(注意義務)

第4条 警察職員は、身分証明書を紛失、汚損又は破損（以下「紛失等」という。）しないように丁寧に取り扱いなければならない。

(紛失等の報告)

第5条 警察職員は、身分証明書を紛失等したときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 保安課長及び署長は、前項の報告を受けたときは、直ちに紛失等のてん末を調査し、必要な措置を講じるとともに、署長にあつては保安課長を経て、公安委員会に報告しなければならない。

(再交付申請)

第6条 保安課長及び署長は、身分証明書を紛失等した所属の警察職員に再交付の必要がある

と認めるときは、身分証明書交付申請・再交付申請・返納書により、署長にあつては、保安課長を経て、公安委員会に再交付申請をするものとする。

2 警察職員は、身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに所属長に申し出なければならない。

3 保安課長及び署長は、前項の申出を受けたときは、身分証明書交付申請・再交付申請・返納書により、署長にあつては保安課長を経て、公安委員会に再交付申請をするものとする。

(返納)

第7条 警察職員は、配置換え、分掌換え、退職、失職又は免職となったときは、速やかに身分証明書を所属長を経て、公安委員会に返納しなければならない。

なお、紛失した身分証明書を発見したときは、速やかに当該発見に係る身分証明書を所属長を経て、公安委員会に返納しなければならない。

2 保安課長及び署長は、所属の警察職員が身分証明書を返納するとき又は所属の警察職員が死亡したときは、紛失した身分証明書が発見された場合を除き当該警察職員に係る探偵業務の事務担当者の指定を解除し、身分証明書交付申請・再交付申請・返納書に当該身分証明書を添付して、署長にあつては保安課長を経て、公安委員会に送付するものとする。

(点検)

第8条 保安課長及び署長は、交付を受けた所属の警察職員の身分証明書を点検し、その取扱いの適否を確かめなければならない。

(身分証明書台帳及び身分証明書管理簿)

第9条 保安課長は、身分証明書台帳(別記様式第2号)により、身分証明書の交付、再交付及び返納の状況を明らかにするものとする。

2 保安課長及び署長は、身分証明書管理簿(別記様式第3号)により所属の警察職員に交付されている身分証明書を管理するものとする。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成27年3月6日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(表)

		第	号
身 分 証 明 書			
写 真	官 職		
	氏 名		
上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。			
年 月 日			
埼玉県公安委員会 印			

85.6

54.0

(裏)

探偵業の業務の適正化に関する法律（抜粋）

（報告及び立入検査）

第13条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～四 略

五 第13条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(注) 長さの単位は、ミリメートルとする。

第 号  
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

長

身分証明書交付申請・再交付申請・返納書

探偵業関係立入検査の身分証明書を交付する、再交付する又は返納する警察職員については、次のとおりであるから報告します。

記

1 交付する警察職員

番号	氏名	分掌	階級
1			
2			
3			
4			

2 再交付する警察職員

番号	氏名	証明書番号
1		
2		
3		
4		

3 返納する警察職員

番号	氏名	証明書番号
1		
2		
3		
4		

4 その他

交付する、若しくは再交付する警察職員の写真又は返納する警察職員の身分証明書を添付する。

(注) 写真は、縦3センチメートル横2.4センチメートルで、裏面に所属及び氏名を記載すること。



